

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号  <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3710 号</u>  <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2538 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 定義                      本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。                      1 ハード事業 以下の内容のものをいう                      (1) [略]                      (2) 別表の区分の欄の 2 の事業種類の (1) から (8) まで、(9) の <u>ア</u> 及び (10) に掲げるもの                      2 ソフト事業 以下の内容のものをいう                      (1) [略]                      (2) 別表の区分の欄の 2 の事業種類の (9) の <u>イ</u> 及び <u>ウ</u> 並びに (11) から (17) までに掲げるもの                      3・4 [略]</p> <p>第 3 事業の内容                      本事業による交付金及び補助金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1 の地域内農地集積型から <u>2</u> の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。                      1 地域内農地集積型 [略]                      [削る]</p>	<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号  <u>最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3651 号</u>  <u>最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元生産第 2117 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 定義                      本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。                      1 ハード事業 以下の内容のものをいう                      (1) [略]                      (2) 別表の区分の欄の 2 の事業種類の (1) から (8) まで、(9) の <u>ア</u> 及び (10) に掲げるもの                      2 ソフト事業 以下の内容のものをいう                      (1) [略]                      (2) 別表の区分の欄の 2 の事業種類の (9) の <u>イ</u>、<u>ウ</u> 及び (11) から (17) までに掲げるもの                      3・4 [略]</p> <p>第 3 事業の内容                      本事業による交付金及び補助金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1 の地域内農地集積型から <u>3</u> の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。                      1 地域内農地集積型 [略]                      2 <u>農地集積推進型</u>  <u>農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を高度に推進する事業をいい、次の (1) 又は (2) のいずれかの内容のもの及び (1) 又は (2) と密接な関連があり一体的に実施する (3) 及び (4) の内容のものとする。</u>  <u>(1) 定率助成の事業種類の欄の (2)、(4) 又は (6) に掲げるものを実施するもの</u>  <u>(2) 定率助成の事業種類の欄の (1) から (8) までに掲げるもののうち</u></p>

2 高収益作物転換型 [略]

3 未来型産地形成推進条件整備型

次の(1)から(3)までのいずれかを実施するものとする。

(1) 新産地育成型

まとまった面積で省力樹形(未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ、慣行栽培と比較して10アール当たり労働時間を10パーセント以上縮減できること又は10アール当たり収量を10パーセント以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形をいう。以下同じ。)又は整列樹形(果樹にあつては、園地内の作業道を確保し、慣行樹形の樹体を当該作業道に沿って整列して植栽する樹形をいう。茶にあつては、作業効率の向上を図るため、畝方向を統一して植栽する樹形をいう。以下同じ。)のいずれか及び機械作業体系を導入して水田等における果樹又は茶の新植を行い、併せて早期成園化や経営の発展等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(13)、(14)、(15)のア及びウ並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(15)に掲げるものを実施するもの

(2)・(3) [略]

4 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)、(3)又は(4)の内容のものとする。ただし、(4)を実施する場合は、(3)と密接に関連して併せて実施するものとする。

(1) 定率助成の事業種類の欄の(9)のアに掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定率助成の事業種類の欄の(9)のイ及びウ並びに(17)に掲げる内容のものを実施するもの

(3)・(4) [略]

第4 事業の実施区域

1 本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農振農用地区

2つ以上のものを総合的に実施するもの

(3) 定額助成の事業種類の欄の(11)及び(12)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(11)から(14)まで及び(17)に掲げるもの

(4) 別表の区分の欄の3の事業を実施するもの

3 高収益作物転換型 [略]

4 未来型産地形成推進条件整備型

次の(1)から(3)までのいずれかを実施するものとする。

(1) 新産地育成型

まとまった面積で省力樹形(未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ、慣行栽培と比較して10アール当たり労働時間を10パーセント以上縮減できること、又は10アール当たり収量を10パーセント以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形をいう。以下同じ。)又は整列樹形(果樹にあつては、園地内の作業道を確保し、慣行樹形の樹体を当該作業道に沿って整列して植栽する樹形をいう。茶にあつては、作業効率の向上を図るため、畝方向を統一して植栽する樹形をいう。以下同じ。)のいずれか及び機械作業体系を導入して水田等における果樹又は茶の新植を行い、併せて早期成園化や経営の発展等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(13)、(14)、(15)のア及びウ並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(15)に掲げるものを実施するもの

(2)・(3) [略]

5 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)、(3)又は(4)の内容のものとする。ただし、(4)を実施する場合は、(3)と密接に関連して併せて実施するものとする。

(1) 定率助成の事業種類の欄の(9)のアに掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定率助成の事業種類の欄の(9)のイ及びウ並びに(17)に掲げる内容のものを実施するもの

(3)・(4) [略]

第4 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農振農用地区域」

域」という。)のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(以下「重点実施区域等」という。)であるものとする。ただし、重点実施区域等及び重点実施区域等以外の区域の一体的な整備により農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を効率的かつ効果的に進める場合等、重点実施区域等以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。

- 2 第3の2から4までに示す事業については、農振農用地区域のうち実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)が作成された地区及び人・農地プランの具体的な進め方についての5の(1)に基づく工程表が公表された地区(令和3年度までの採択に限る。以下「人・農地プラン実質化区域等」という。)についても事業の実施区域とすることができる。
- 3 ソフト事業については、第3の3の事業を除き、原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業(以下「関連事業」という。)の受益地内にハード事業の受益地がある場合には、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

という。)のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(以下「重点実施区域等」という。)であるものとする。ただし、重点実施区域等及び重点実施区域等以外の区域の一体的な整備により農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を効率的かつ効果的に進める場合等、重点実施区域等以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。また、第3の3から5までに示す事業については、農振農用地区域のうち実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)が作成された地区及び令和2年度においては人・農地プランの具体的な進め方についての5(1)に基づく工程表が公表された地区(以下「人・農地プラン実質化区域等」という。)についても事業の実施区域とすることができる。

ソフト事業については、第3の4の事業を除き、原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とするが、国費が投じられている別の事業(以下「関連事業」という。)の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

(新設)

(新設)

## 第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

### 1 第3の1、2及び4の事業にあつては次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 農業法人その他の団体であつて、農村振興局長等が別に定めるもの  
(以下「農業法人等」という。)

[削る]

### 2 第3の3の事業にあつては、次に掲げる者であつて、生産局長が別に定めるところにより実施する公募に応募し、選定された者（以下「公募選定者」という。）とする。

(1)・(2) [略]

## 第6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

### 1 地域内農地集積型

(1)～(5) [略]

### (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

[削る]

## 第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

### 1 第3の1、3及び5の事業にあつては次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 農地所有適格法人その他の団体であつて、農村振興局長等が別に定めるもの（以下「農業法人等」という。)

### 2 第3の2の事業にあつては、都道府県とする。

### 3 第3の4の事業にあつては、次に掲げる者であつて、生産局長が別に定めるところにより実施する公募に応募し、選定された者（以下「公募選定者」という。）とする。

(1)・(2) [略]

## 第6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

### 1 地域内農地集積型

(1)～(5) [略]

[新設]

### 2 農地集積推進型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第9の農地集積推進計画を作成していること。

(3) 第13の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費（第3の2の(1)及び(2)の事業費をいう。）の合計が1,000万円以上となること。

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2人以上であること。

(6) 定率助成の事業種類の欄の(2)、(4)又は(6)を実施する場合には、受益地は、おおむね1ヘクタール以上（樹園地及び中山間地域（農村振興局長等が別に定める地域をいう。）にあつてはおおむね0.5ヘクタール以上）のまとまりを有する農地（農村振興局長等が別に定める農地をいう。）で構成されること。

(7) 事業実施前から目標年度（事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。以下同じ。）にかけて、担い手への農地の集積率（受益面積に占める担い手が経営する農地面積の割合）がおおむね50

2 高収益作物転換型

- (1) [略]
- (2) 第9の高収益作物転換促進計画を作成していること。
- (3) ~ (6) [略]
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

3 未来型産地形成推進条件整備型

- (1) 新産地育成型
  - ア [略]
  - イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
  - ウ 新植面積が2ha以上(本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上(基盤整備事業がすでに着手済みの場合は除く。))であること。
  - エ [略]
- (2) 既存産地改良型
  - ア [略]
  - イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
  - ウ 改植面積が2ha以上(本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上(基盤整備事業がすでに着手済みの場合は除く。))であること。
  - エ [略]
- (3) 園芸作物導入型
  - ア [略]
  - イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
  - ウ・エ [略]

4 スマート農業導入推進型

- (1) [略]

パーセントポイント以上向上するとともに、すべての受益地を担い手に集積すること。

(8) 目標年度までに、担い手の農地の集団化率(受益面積に占める、同一の農業者によって経営される、まとまりを有する農地の割合)が向上し、おおむね8割以上となること。

(9) 定額助成の事業種類の欄の(12)又は定率助成の事業種類の欄の(14)を実施する場合には、第3の2の(1)又は(2)の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。

3 高収益作物転換型

- (1) [略]
  - (2) 第10の高収益作物転換促進計画を作成していること。
  - (3) ~ (6) [略]
- [新設]

4 未来型産地形成推進条件整備型

- (1) 新産地育成型
  - (ア) [略]
  - (イ) 第11の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
  - (ウ) 新植面積が2ha以上(本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上)であること。
  - (エ) [略]
- (2) 既存産地改良型
  - (ア) [略]
  - (イ) 第11の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
  - (ウ) 改植面積が2ha以上(本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上)であること。
  - (エ) [略]
- (3) 園芸作物導入型
  - (ア) [略]
  - (イ) 第11の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
  - (ウ)・(エ) [略]

5 スマート農業導入推進型

- (1) [略]

- (2) 第11のスマート農業導入推進計画を作成していること。
- (3)～(5) [略]
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

第7・第8 [略]

[削る]

第9～第11 [略]

#### 第12 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型及びスマート農業導入推進型において定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

1 促進計画の区分(地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画及

- (2) 第12のスマート農業導入推進計画を作成していること。
  - (3)～(5) [略]
- [新設]

第7・第8 [略]

#### 第9 農地集積推進計画

本事業において農地集積推進型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地集積推進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期(未指定の場合、指定予定時期)
- 3 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集団化の更なる推進に向けた取組方針(ただし、定額助成の事業種類の欄の(12)又は定率助成の事業種類の欄の(14)を実施する場合にあつては、高収益作物への転換の推進に向けた取組方針も併せて作成すること。)
- 4 事業概要
- 5 農地集積に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 受益地を構成する団地の状況
- 9 関連事業の概要
- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

第10～第12 [略]

(新設)

びスマート農業導入推進計画)

- 2 基盤の整備状況
- 3 事業の活用イメージ
- 4 見込まれる作物生産の効果（高収益作物を含めたものとする。）
- 5 その他必要な事項

第13 農地耕作条件改善計画

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型及びスマート農業導入推進型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画）
- 2・3 [略]

第14 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。
  - (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合  
農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の1の農地中間管理機構との連携概要（人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合にあっては、農村振興局長等が別に定める書類。以下同じ。）、第8、第9、第11、第12又は第13により作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画及び農地耕作条件改善計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。[以下略]
  - (2)・(3) [略]
  - (4) 公募選定者が事業実施主体となる場合  
公募選定者は、生産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、次に掲げる方法により、事業採択申請の手続きをするものとする。  
ア 民間団体が公募選定者となる場合

第13 農地耕作条件改善計画

本事業により地域内農地集積型、農地集積推進型、高収益作物転換型及びスマート農業導入推進型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画）
- 2・3 [略]

第14 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。
  - (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合  
農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の1の農地中間管理機構との連携概要（人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合にあっては、農村振興局長等が別に定める書類。以下同じ。）、第8、第9、第10、第12又は第13により作成された地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、農地耕作条件改善計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。[以下略]
  - (2)・(3) [略]
  - (4) 公募選定者が事業実施主体となる場合  
公募選定者は、生産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、次に掲げる方法により、事業採択申請の手続きをするものとする。  
ア 民間団体が公募選定者となる場合

事業による支援を受けようとする支援対象者（第3の3（1）又は（2）のいずれかに取り組む者をいう。以下同じ。）は、農村振興局長等が別に定めるところにより第7の1により作成された農地中間管理機構との連携概要及び第10により作成された未来型産地形成推進条件整備計画並びに事業採択申請書（以下、「未来型産地形成推進条件整備計画等」という。）を事業実施者（農村振興局長等が別に定める者をいう。以下同じ。）に提出し、事業実施者はこれを採択しようとする場合は、あらかじめ都道府県知事と調整の上、民間団体に協議するものとする。

イ [略]

2～4 [略]

[削る]

5・6 [略]

7 5及び6により採択された事業に係る未来型産地形成推進条件整備計画について、農村振興局長等が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の（4）、5及び6の手続に準じて、変更申請を行うものとする。

#### 第15 事業達成状況の報告

1 第3の1、2及び4の事業の事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長等が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、高収益作物転換型を実施する場合は、高収益作物転換促進計画の目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2 第3の2の高収益作物転換型については、地方農政局長等は達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長等が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況をとりまとめ、翌年度の9月

事業による支援を受けようとする支援対象者（第3の4（1）又は（2）のいずれかに取り組む者をいう。以下同じ。）は、農村振興局長等が別に定めるところにより第7の1により作成された農地中間管理機構との連携概要及び第11により作成された未来型産地形成推進条件整備計画並びに事業採択申請書（以下、「未来型産地形成推進条件整備計画等」という。）を事業実施者（農村振興局長等が別に定める者をいう。以下同じ。）に提出し、事業実施者はこれを採択しようとする場合は、あらかじめ都道府県知事と調整の上、民間団体に協議するものとする。

イ [略]

2～4 [略]

5 農地集積推進型の採択期間は、令和2年度までとする。

6・7 [略]

8 6及び7により採択された事業に係る未来型産地形成推進条件整備計画について、農村振興局長等が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の（4）、6及び7の手続きに準じて、変更申請を行うものとする。

#### 第15 事業達成状況の報告

1 第3の1から3及び5の事業の事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長等が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、高収益作物転換型を実施する場合は、高収益作物転換促進計画の目標年度、農地集積推進型を実施する場合は農地集積推進計画のそれぞれ目標年度の3年前から目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

また、第3の3の高収益作物転換型については、地方農政局長等は達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長等が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況をとりまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(新設)

末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 [略]

4 第3の3の事業の事業実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業開始年度から未来型産地形成推進条件整備計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに生産局長に事業達成状況報告書を提出するものとする。

5 第4の2の人・農地プランの具体的な進め方についての5（1）に基づく工程表が公表された地区で事業を実施する場合は、事業実施主体は、令和4年3月末までに当該地区の実質化された人・農地プランを第3の2及び4の事業にあつては地方農政局長等に、第3の3の事業にあつては生産局長に提出するものとする。

第16 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1・2 [略]

[削る]

第17・第18 [略]

2 [略]

3 第3の4の事業の事業実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業開始年度から未来型産地形成推進条件整備計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに生産局長に事業達成状況報告書を提出するものとする。

4 第4の人・農地プランの具体的な進め方についての5（1）に基づく工程表が公表された地区で事業を実施する場合は、事業実施主体は、令和3年3月末までに当該地区の実質化された人・農地プランを第3の3及び5の事業にあつては地方農政局長等に、第3の4の事業にあつては生産局長に提出するものとする。

第16 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1・2 [略]

3 農地集積推進助成に係るもの [略]

第17・第18 [略]

## 別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	ハード	吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	ハード	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	ハード	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	ハード	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	(9) 除礫	ハード	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫
	(10) 更新整備		更新する必要がある用水路等の整備
	ア 用水路	ハード	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新
	イ 排水路	ハード	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新
	ウ 農作業道	ハード	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新
	エ 特認事業	ハード	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの
	(11) 条件改善推進費	ソフト	権利関係(水利権等)・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入
	(12) 高収益作物転換推進費	ソフト	高収益作物転換プラン作成、営農定着推進、専門家による技術的な指導・助言
	(13) 新植・改植支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植
	(14) 幼木管理支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理
	(15) 経営継続発展支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進
	ア 大苗の育成支援	ソフト	早期成園化のための大苗の育苗
イ 代替農地での営農支援	ソフト	経営の継続のための代替農地での営農	
ウ 省力技術研修支援	ソフト	経営の発展のための技術研修	
(16) 園芸作物モデル産地形成支援	ソフト	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組	

## 別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	ハード	吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	ハード	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	ハード	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	ハード	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	(9) 除礫	ハード	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫
	(10) 更新整備		更新する必要がある用水路等の整備
	(ア) 用水路	ハード	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新
	(イ) 排水路	ハード	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新
	(ウ) 農作業道	ハード	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新
	(エ) 特認事業	ハード	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの
	(11) 条件改善推進費	ソフト	権利関係(水利権等)・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入
	(12) 高収益作物転換推進費	ソフト	高収益作物転換プラン作成、営農定着推進
	(13) 新植・改植支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植
	(14) 幼木管理支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理
	(15) 経営継続発展支援	ソフト	果樹園及び茶園における改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進
	(ア) 大苗の育成支援	ソフト	早期成園化のための大苗の育苗
(イ) 代替農地での営農支援	ソフト	経営の継続のための代替農地での営農	
(ウ) 省力技術研修支援	ソフト	経営の発展のための技術研修	
(16) 園芸作物モデル産地形成支援	ソフト	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組	

2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	ハード	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	ハード	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	ハード	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入
	(4) 区画整理	ハード	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	ハード	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農地造成	ハード	農用地の造成
	(7) 農用地の保全	ハード	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(8) 営農環境整備支援	ハード	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
	(9) スマート農業導入支援		先進的営農技術の実装
	ア G N S S 基地局整備	ハード	G N S S 基地局の新設・更新
	イ 先進的省力化技術導入支援	ソフト	アと一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入
	ウ 調査・調整実施計画策定支援	ソフト	アを実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援
	(10) 小規模園地整備		果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備
	ア 盛土	ハード	水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土
	イ 園内道	ハード	園内道の整備
	ウ その他	ハード	排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和等
	(11) 管理省力化支援	ソフト	水管理労力省力化、維持管理労力省力化
(12) 品質向上支援	ソフト	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用	
(13) 条件改善促進支援	ソフト	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修	
(14) 高収益作物導入支援	ソフト	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備	
(15) 機械作業体系導入支援	ソフト	果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）	
(16) 労働生産性向上技術導入支援	ソフト	園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入	
(17) 指導	ソフト	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	ハード	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	ハード	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	ハード	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	ハード	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	ハード	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農地造成	ハード	農用地の造成
	(7) 農用地の保全	ハード	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(8) 営農環境整備支援	ハード	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
	(9) スマート農業導入支援		先進的営農技術の実装
	ア G N S S 基地局整備	ハード	G N S S 基地局の新設・更新
	イ 先進的省力化技術導入支援	ソフト	アと一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入
	ウ 調査・調整実施計画策定支援	ソフト	アを実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援
	(10) 小規模基盤整備		果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な基盤整備
	ア 盛土	ハード	水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土
	イ 園内道	ハード	園内道の整備
	ウ その他	ハード	排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和等
	(11) 管理省力化支援	ソフト	水管理労力省力化、維持管理労力省力化
(12) 品質向上支援	ソフト	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用	
(13) 条件改善促進支援	ソフト	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修	
(14) 高収益作物導入支援	ソフト	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備	
(15) 機械作業体系導入支援	ソフト	果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）	
(16) 労働生産性向上技術導入支援	ソフト	園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入	
(17) 指導	ソフト	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等	
3. 農地集積推進助成	農地集積推進支援	ソフト	担い手への農地の集積・集団化の更なる推進

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱の第3の2に基づき農地集積推進型として採択された地区のうち、令和3年度以降も実施する必要がある地区については、なお従前の例による。